

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出等について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省及びこども家庭庁から、別添のとおり、令和6年3月26日付け障障
発0326第4号「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び
様式例の提示について」が示されましたので、お知らせします。

(上記通知に則り、改定前の福祉・介護職員等処遇改善加算等を「旧3加算」、改定後の福祉・介護
職員等処遇改善加算を「新加算」とします。)

つきましては、旧3加算又は新加算を算定しようとする場合は、以下のとおり対応ください。
なお、令和5年度と令和6年度では計画書の様式が異なりますので、ご注意ください。

記

I. 令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出

1 概要

<令和6年度の旧3加算及び新加算の状況>

令和6年4月・5月	旧3加算…①
令和6年6月～	新加算 …②

- ・①を令和5年度から継続して算定する場合
- ・①又は②を新たに算定する場合



処遇改善計画書の提出が必要
※旧3加算と新加算の処遇改善計画書は一本化されているため、①に引き続き②を算定する場合、計画書の提出は1回でよい。

2 提出書類・提出期限

(1) 令和5年度から旧3加算を継続して算定する場合 及び
令和6年4月・5月から新たに旧3加算を算定する場合

<提出書類>

- ・処遇改善計画書 (別紙様式 2-1～2-4、別紙様式 6-1～6-2、別紙様式 7-1 のいずれか)
- ※法人の運営する事業所等の数、旧3加算と新加算の算定状況により処遇改善計画書の様式が選択可能です。詳細は、下記【参考】を参照してください。
- ・(必要な場合のみ) 特別な事情に係る届出

【参考 処遇改善計画書の様式について】

令和6年度の処遇改善計画書については、事務負担軽減の観点から、別紙様式 2-1～2-4、別紙様式 6-1～6-2、別紙様式 7-1 の3つの様式があり、法人の運営する事業所数や加算の算定状況によって選択が可能です。

○別紙様式 2-1～2-4：全事業所が使用可能（場合によって 2-2、2-4 は不要）

○別紙様式 6-1～6-2：同一法人内の事業所数が10以下の場合に使用可能

○別紙様式 7-1：令和6年3月時点で旧3加算を算定しておらず、令和6年6月以降新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合に使用可能。なお、令和6年4月・5月から新加算Ⅲ又はⅣに対応する旧3加算を算定していてもよい。

＜処遇改善計画書の提出期限＞

令和6年4月15日（月）【厳守】

※旧3加算から継続して令和6年6月以降に新加算を算定する場合は、旧3加算と新加算の処遇改善計画書を合わせて作成・提出してください（再度の提出は不要です。）。

※令和6年6月から新加算を算定する場合、新加算については令和6年6月15日までは処遇改善計画書の変更が可能です。

【参考 体制届出書の提出期限】

※旧3加算の算定に係る届出と新加算の算定に係る届出は、別々に提出する必要があります。新加算の届出をする体制様式については、後日通知させていただきます。

○旧3加算（4月・5月）：令和6年4月19日（金）まで

※前年度から区分に変更がない場合は届出不要

○新加算（6月以降分）：令和6年5月15日（水）まで

※令和6年6月15日までは区分変更可能

（2）令和6年6月以降に新加算を算定する場合

＜提出書類＞

別紙「令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等提出書類一覧表」をご確認ください。

＜提出期限＞

新加算を算定する月の前々月の末日

【様式の掲載箇所について】

様式は下記の岐阜県ホームページに掲載しています。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

※障害福祉サービス事業所等の事務負担・文書量の削減の観点から、計画書の提出に当たり、記載内容の根拠となる資料、就業規則・賃金規程等及び労働保険に加入していることが確認できる書類の添付は求めませんが、当該資料等を都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示できるよう適切に保管してください。

3 提出先

※例年、提出先の間違が多いですので、ご注意ください。

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）
に所在する指定事業所・施設
岐阜市内に所在する指定障害児入所施設
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所

- (2) 上記（1）以外の指定事業所・施設
※複数の圏域にまたがって事業所・施設を運営する法人を含む
→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課

※1 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ届出を行ってください。また、複数の事業所について一括して届出を行う場合（法人単位で届出を行う場合）で、複数の指定権者から指定を受けている場合については、それぞれの指定権者に届出を行う必要があります。

※2 岐阜県及び岐阜市以外の指定権者から指定を受けている場合は、※1中の「岐阜市」を当該指定権者に読み替えて対応してください。

例1 大垣市に所在する「就労継続支援A型事業所」と瑞穂市に所在する「放課後等デイサービス事業所」とを運営している法人

大垣市：就労継続支援A型事業所	→	岐阜県指定（障害福祉課）
瑞穂市：放課後等デイサービス事業所	→	岐阜県指定（岐阜地域福祉事務所）

指定権者がどちらも岐阜県であり、岐阜県（障害福祉課）に合わせて計画書を提出する。

例2 岐阜市に所在する「就労継続支援A型事業所」と大垣市に所在する「放課後等デイサービス事業所」を運営している法人

岐阜市：就労継続支援A型事業所	→	岐阜市指定
大垣市：放課後等デイサービス事業所	→	岐阜県指定

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、岐阜市と岐阜県（障害福祉課）の両方に計画書の届出を行う必要がある。

例3 岐阜市に所在する「就労継続支援A型事業所」と瑞穂市に所在する「放課後等デイサービス事業所」を運営している法人

岐阜市：就労継続支援A型事業所	→	岐阜市指定
瑞穂市：放課後等デイサービス事業所	→	岐阜県指定（岐阜地域福祉事務所）

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、岐阜市と岐阜県（岐阜地域福祉事務所）の両方に計画書の届出を行う必要がある。

例4 岐阜市に所在する「就労継続支援A型事業所」、大垣市に所在する「放課後等デイサービス事業所」、瑞穂市に所在する「生活介護事業所」を運営している法人

岐阜市：就労継続支援A型事業所	→	岐阜市指定
大垣市：放課後等デイサービス事業所	→	岐阜県指定（障害福祉課）
瑞穂市：生活介護事業所	→	岐阜県指定（岐阜地域福祉事務所）

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、**岐阜市と岐阜県（障害福祉課）の両方に**計画書の届出を行う必要がある。

- ※ 基準該当事業所については、登録等を受けた各市町村へ届出が必要になります。
- ※ 提出期限、添付書類等、届出に係る取扱いについては、各指定権者により異なる場合がありますので、届出先の都道府県等にご確認ください。

4 提出方法

下記県ホームページ中のオンライン申請フォームより提出してください。

なお申請フォームは、その計画書の提出先（上記3）により異なりますので、ご注意ください。

【県ホームページ】（再掲）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

5 旧3加算と新加算の関係について

令和6年5月までに旧3加算を算定し、令和6年6月以降新加算を算定する場合、別添リーフレットや別添Excelファイル「移行先検討シート」等を踏まえて新加算の区分を検討してください。

6 その他留意事項

- 加算対象となる職種、加算の見込額の計算方法等詳細については、令和6年3月26日付け障障発 0326 第4号「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照の上、別添リーフレット、届出を行ってください。
- 加算算定期間中に事業所を新規で設立した場合などに、加算算定事業所を追加する場合は、別紙様式5により変更の届出を行ってください（Ⅲ. 変更の届出等について参照）。

Ⅱ. 令和5年度から加算の算定を停止する場合について

令和5年度に加算を取得しており、令和6年度は加算を取得しない場合についても、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」（児童福祉法のサービスについては「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」）の提出が必要となりますので、期日までに提出してください。

Ⅲ. 変更の届出等について

1 変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス等処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、別添様式4により変更の届出を行う必要があります。計画書の届出と同じく、加算を算定する月の2ヶ月前の末日までにご提出ください。

※届出が必要な事項については、別紙4をご確認ください。

2 特別事情届出書

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式5の特別な事情に係る届出書により届出が必要です。

※計画書添付書類の内容に変更があった場合には変更後の計画添付書類を添付してください。

IV. 実績報告について

障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、福祉・介護職員処遇改善実績報告書の提出が必要です。なお、令和5年度分の処遇改善実績報告書の提出につきましては、後日通知しますので、そちらを参照してください。

例1. 令和6年3月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和6年5月であるため、令和6年7月までに提出する必要がある。

例2. 令和5年9月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和5年11月であるため、令和6年1月までに提出する必要がある。

なお、実績報告書の提出がない場合、加算額が全額返還となることもありますので、遺漏のないようご注意ください。

(参考)

「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日付厚生労働省事務連絡）」

問20

期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

答

加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

○本通知に係る問い合わせ先

※問い合わせ先は上記I. 3のとおり、計画書の提出先により異なります。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	高田
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	向井	担当	秋山
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		